



長野労働局発表（2-35）
令和2年9月1日

担
当

長野労働局労働基準部
賃金室長 大日方 康浩
室長補佐 宮澤 明芳
TEL 026-223-0555
FAX 026-223-0591

長野県最低賃金が改正されます ～10月1日から時間額849円に～

長野労働局長(中原正裕)は、現行の長野県最低賃金を1円引上げ、時間額849円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 1 長野県最低賃金の改正決定については、令和2年8月5日に長野地方最低賃金審議会(会長 岩崎徹也 信州大学名誉教授)から、現行の時間額848円を1円引上げて849円に改正する(引上げ率0.12%)ことが適当である旨の答申があり、今般、答申内容の公示等所定の手続きを経て、長野県最低賃金を時間額849円とする決定を行い、本日(9月1日)、官報公示を行いました。
- 2 これより、長野県最低賃金は、令和2年10月1日から時間額849円になります。
- 3 長野労働局では、今後、改正した長野県最低賃金の周知や支払の履行の確保を図ってまいります。
また、中小企業等に対する賃金の引上げのための助成金等について、周知を積極的に行い活用推進を図ることとしています。

(参考)

長野県最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移(過去5年)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最低賃金額	770円	795円	821円	848円	849円
対前年度引上げ額	24円	25円	26円	27円	1円
対前年度引上げ率	3.22%	3.25%	3.27%	3.29%	0.12%